平成２４年（フ）第１１４号
兵庫県西宮市日野町６番５号、前住所兵庫県西宮市本町５番10号
債務者　山本加世子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳山　育弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５７号
愛知県豊田市日南町１丁目19番地１　クインズヒル日南203号、旧住所愛知県豊田市朝日町４丁目５番地８　セジュールフヂエＢ―103号
債務者　永田　厚子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　亮治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
秋田県横手市駅南１丁目４番26号　グランデール19番館102号
債務者　佐野　彰子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　帥仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第３２８号
福井市大宮３丁目21番19号　重藤荘５号室
債務者　奥田　敬高
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乙部幸市郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
京都市伏見区毛利町128番地　レオパレス高瀬川210号
債務者　石井みよ子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　民谷　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
愛知県蒲郡市水竹町木船３番地３
債務者　高橋　　豊
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波田野浩平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４０号
愛知県豊橋市南栄町字東山204番地１　103、従前の住所愛知県豊橋市曙町字宮前69番地803
債務者　吉川美智子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地令比等
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４１６号
名古屋市守山区小幡中１丁目12番14号
債務者　中村　靖治
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　恭美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５４号
大阪府松原市上田４丁目693番地　201号、前住所大阪府松原市河合１丁目８番26号
債務者　浜田製作所こと　濵田　勝彦
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５号
秋田県湯沢市上関字上谷地72番地２
債務者　太田　信弘
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第６８号
愛知県西尾市一色町一色上屋敷203番地５
債務者　般若　英夫
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
愛知県高浜市田戸町４丁目６番地52
債務者　中村まゆみこと　ナカムラ　ルテ　マユミ　モンマ
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第８号
秋田県湯沢市稲庭町字稲庭81番地
債務者　麻生　朝美
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第２３号
三重県志摩市志摩町和具2117番地１
債務者　山口　政幸
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
広島県三次市畠敷町1677番地12　土庵住宅Ａ号、前住所広島県三次市畠敷町870番地１
債務者　寺澤　浩子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月４日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第１５９号
栃木県佐野市大祝町2320番地１
債務者　江原　佳子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部